

令和5年神審第34号

裁 決

押船A被押土運船B岸壁衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

海技免許 六級海技士（航海）

補 佐 人 1人

本件について、当海難審判所は、理事官小嶋正博出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aを戒告する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の日月日時刻及び場所

令和4年8月25日09時02分僅か過ぎ

阪神港大阪第6区

2 船舶の要目

船 種	船 名	押船A	土運船B
-----	-----	-----	------

総 ト ン 数	1 2 5 トン
---------	----------

全 長	2 3 . 8 5 メートル	6 6 . 0 0 メートル
-----	----------------	----------------

機関の種類	ディーゼル機関
-------	---------

出 力 1,471キロワット

3 事実の経過

Aは、船体船首部に操舵室を設け、同室前部中央に舵輪を、同左舷側にレーダー及びGPSプロッターを、同右舷側に機関遠隔操縦装置をそれぞれ装備し、固定ピッチプロペラを備えた2機2軸の鋼製押船兼引き船で、a受審人ほか5人が乗り組み、船首1.2メートル船尾2.5メートルの喫水をもって、無人で焼却灰及びがれき等1,150トンを積載し、船首尾とも2.3メートルの喫水となった非自航式土運船Bの船尾凹部に船首を嵌合し、全長約83メートルとなった押船列（以下「A押船列」という。）を構成し、揚荷の目的で、令和4年8月25日08時00分阪神港大阪第6区の係留地を発し、同港同区の大阪沖埋立処分場揚陸岸壁（以下「埋立処分場岸壁」という。）に向かった。

ところで、埋立処分場岸壁は、南東方に面した長さ1,650メートルの岸壁で、その南端から500メートルないし955メートルにかけて、順に長さ100メートルの第1バース、長さ130メートルの第2バース、長さ130メートルの第3バース及び長さ95メートルの第4バースがそれぞれ整備されていた。

また、a受審人は、平素から埋立処分場岸壁を右舷方に見て航行し、同岸壁が右舷方約130メートルとなった地点で、両舷機を中立運転とし、3.0ノットないし4.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で右回頭を開始し、第2バースと第3バースとの境界付近の沖合で、左舷機を全速力後進とし、右舷機を全速力前進として左回頭し、第2バースに入船右舷着けで着岸していた。

a受審人は、舵輪後方に立った姿勢で操船に当たり、阪神港大阪第6区、同港尼崎西宮芦屋第1区及び再度阪神港大阪第6区の順に同港

を南下し、０８時５２分半僅か過ぎ大阪南港南防波堤灯台から２７１．５度（真方位、以下同じ。）１．２５海里の地点で、針路を２３６度に定め、５．４ノットの速力とし、手動操舵によって進行した。

a 受審人は、土運船の船首に３人、Aの船尾に２人、乗組員をそれぞれ配置し、０８時５９分僅か過ぎ大阪南港南防波堤灯台から２６０度１．７２海里の地点に達し、両舷機を中立運転とし、５．３ノットの速力となったとき、右回頭を開始した。

右回頭を開始したとき、a 受審人は、埋立処分場岸壁が右舷正横１３０メートルのところとなり、その後、過大な速力で同岸壁に接近する状況となったことを認めたが、平素どおり、第２バースと第３バースとの境界付近の沖合で、左舷機を全速力後進とし、右舷機を全速力前進として左回頭すれば無難に埋立処分場岸壁に着岸できるものと思い、直ちに機関を全速力後進にかけるなど、減速措置を十分にとらなかった。

こうして、a 受審人は、過大な速力のまま、埋立処分場岸壁に向かって右回頭しながら接近を続け、０９時０１分半僅か過ぎ第２バースと第３バースとの境界付近の沖合で、左舷機を全速力後進とし、右舷機を全速力前進として左回頭したものの、及ばず、０９時０２分僅か過ぎ大阪南港南防波堤灯台から２５８度１．９６海里の地点において、A押船列は、船首が２５７度を向き、２．０ノットの速力となったとき、土運船の右舷船首部が第２バースに衝突した。

当時、天候は晴れで風力２の北東風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

衝突の結果、土運船の右舷船首部外板に擦過傷を生じ、第２バースはコンクリートの一部に剥離を生じたが、のちいずれも修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件岸壁衝突は、阪神港大阪第6区において、埋立処分場岸壁に向けて航行する際、減速措置が不十分で、過大な速力のまま、同岸壁に向かって右回頭しながら接近を続けたことによって発生したものである。

a 受審人は、阪神港大阪第6区において、埋立処分場岸壁に向けて航行中、過大な速力で同岸壁に接近する状況となったことを認めた場合、直ちに機関を全速力後進にかけるなど、減速措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、平素どおり、第2バースと第3バースとの境界付近の沖合で、左舷機を全速力後進とし、右舷機を全速力前進として左回頭すれば無難に埋立処分場岸壁に着岸できるものと思い、減速措置を十分にとらなかった職務上の過失により、過大な速力のまま、同岸壁に向かって右回頭しながら接近を続けて衝突する事態を招き、船体及び岸壁に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年8月20日

神戸地方海難審判所

審判官 前 田 昭 広